

住所変更に伴う手続き一覧

市による住所変更証明書（無料）

平成31年2月4日（月）から受付できます。

以下の手続きに際し、住所変更にかかる証明書が必要な場合、福井市役所市民課（本庁1階）または森田公民館の臨時窓口（3F小ホール）にて平成31年2月4日（月）より受付します。なお、**住所変更直後は窓口が大変混雑することが予想されますので、郵送での申請をおすすめしております。証明願と身分証明書の写しを同封の返信用封筒でご返送ください。**また各総合支所や連絡所、サービスセンターでも受付しておりますので、ご利用ください。証明書の発行に時間がかかる場合は、住民登録住所への郵送にて交付いたします。

【証明書に関するお問い合わせ先（平日8:30～17:00）】

〒910-8511 福井市大手3丁目10番1号

福井市役所 市民課 TEL:(0776)20-5286 (0776)20-5287

(0776)20-5219 (0776)20-5288

福井市が変更手続きを行うもの

	項目	訂正欄	問い合わせ先	手続きの方法等
不動産登記	土地登記事項の表題部	所在欄	福井地方務局 TEL:(0776)22-4983	区画整理に伴う町名地番変更に伴い、福井市が区域内の土地と建物の表題部（地番）を福井地方務局で書き換えます。 但し、権利部の所有者住所については、皆様で手続きをお願い致します。
	建物登記事項の表題部			
住民登録・戸籍等	住民票	住所欄 本籍欄	市民課 住所の変更にすること TEL:(0776)20-5287 証明書にすること TEL:(0776)20-5219 本籍の変更にすること TEL:(0776)20-5288 (本館1階)	新しい住所と本籍に変更します。 (特に手続きは必要ありません)
	戸籍簿			
	印鑑登録証明書			書き換えの手続きを行いますので、本人がカード、又は証明書、印鑑を持ち、市民課までお越しください。
	住民基本台帳カード			
	個人番号カード(マイナンバーカード) 又は個人番号通知カード			
	在留カード又は特別永住者証明書			
国民健康保険等	国民健康保険被保険者証	住所欄	保険年金課 保険係 TEL:(0776)20-5383 (本館2階)	新住所に変更し、随時送付します。
	国民健康保険高齢受給者証			
	国民健康保険限度額認定証			
	後期高齢者医療被保険者証			
	後期高齢者医療限度額認定証			
介護保険	介護保険被保険者証	住所欄	介護保険課 TEL:(0776)20-5715 (別館2階)	交換の手続きを行いますので、本人もしくは代理人が左記の書類を持ち、介護保険課までお越しください。
	介護保険負担割合証			
	介護保険負担限度額認定証			
	社会福祉法人等利用者負担軽減確認証			
	居宅サービス利用者負担軽減認定証			
障がい者福祉	重度障害者(児)医療費受給者証	住所欄	障がい福祉課 TEL:(0776)20-5435 FAX:(0776)20-5407 (別館1階)	次回の更新時に新住所に変更します。 または、来庁時に変更手続きを行います。その際には、本人もしくは代理人が左記の書類と印鑑を持ち、障がい福祉課までお越しください。
	自立支援医療受給者証			
	障害福祉サービス(療養介護医療)受給者証			
	地域生活支援事業受給者証			
	障害者手帳			
	特別児童扶養手当証書			
子ども福祉	子ども医療費受給者証	住所欄	子ども福祉課 TEL:(0776)20-5412 (別館2階)	平成31年度中に元号改正に伴う受給者証の一斉発送を予定しており、その時に新住所に変更します。
	母子家庭等医療費等受給者証			次回の更新時に新住所に変更し、お渡しします。
	児童扶養手当証書			特に手続きは必要ありません。
	児童手当受給者			

皆様に届出または変更の手続きをお願いするもの

	項目		手続先	時期	必要書類等
		だれが			
不動産登記	土地登記事項 の所有者住所		福井地方務局 TEL:(0776)22-4981	売買、贈与、抵当権 設定・抹消が必要 が生じたとき	・ 登記申請書 ・ 住所変更証明書(市民課発行) ・ 印鑑
	建物登記事項 の所有者住所				
換地処分の公告後、土地区画整理に伴う登記を実施する為、数ヶ月間は登記閉鎖となりますので、 不動産登記に関する変更手続きは登記閉鎖解除後をお願いいたします。					
各種年金	国民年金・ 厚生年金の受給	年金受給者	福井年金事務所 TEL:(0776)23-4518 (自動音声案内後)	変更後すみやかに	日本年金機構にマイナンバーが登録されている方は住所 変更届出は原則不要ですが、届出が必要な場合もあり ますので、詳しくは左記へお問い合わせください。 届出が必要な場合は、福井市保険年金課又は福井年 金事務所にある「 年金受給権者住所変更届 」に変更事 項を記載し、福井年金事務所へ送付して下さい。 送付する場合、別途郵便代が必要となります。
	共済・企業年金等	年金受給者	それぞれの機関にお問い合わせください。		
	国民年金第1号	加入者	特に手続きは必要ありません。		
	国民年金第3号	加入者	配偶者の勤務先	変更後すみやかに	配偶者の勤務先にお問い合わせください。
社会保険	厚生年金	加入者	勤務先	変更後すみやかに	勤務先にお問い合わせください。
	健康保険				
車検証等	自動車	所有者	福井運輸支局 TEL:(050)5540-2057	変更後すみやかに	・ 申請書(運輸支局) ・ 車検証 ・ 住所変更証明書(市民課発行) ・ 印鑑 ・ 委任状 所有者と使用者が異なる場合 ・ 手数料(350円)
	軽自動車	所有者	軽自動車検査協会 福井事務所 TEL:(050)3816-1774	必要が生じたとき(売 買等)又はおいでの とき	・ 申請書(軽自動車検査協会) ・ 車検証 ・ 住所変更証明書(市民課発行) ・ 印鑑
ライフライン	電気	北陸電力お客様サービスセンター TEL:(0120)776-453			
	電話	契約会社によって対応が異なりますので、それぞれの会社にお問い合わせください。			
	プロパンガス				
	ケーブルテレビ				
	NHK受信料	NHK福井放送局 TEL:(0776)28-8855			
免許等	自動車運転免許証		・ 運転者教育センター(春江) TEL:(0776)51-2820 ・ 福井警察署 交通課 TEL:(0776)52-0110	変更後すみやかに	・ 自動車運転免許証 ・ 住所変更証明書(市民課発行) ・ 本籍変更証明書(市民課発行)(本籍変更有の場合)
	旅券(パスポート)	各自で所持人記載欄の住所を変更してください。			
金融機関	・ 預貯金通帳(当座預金) ・ 定期預金証書 ・ 預かり資産 等	各金融機関	機関によって対応が異なりますので、それぞれの機関にお問い合わせをお願いします。		
民間保険	・ 生命保険 ・ 損害保険 ・ 自動車保険 等	各保険会社	会社によって対応が異なりますので、それぞれの会社にお問い合わせをお願いします。		

(注)・本手続き一覧では、全ての手続きを網羅してはおりませんのでご了承ください。
・変更手続きの際に、手数料がかかる場合がありますが、詳細は各機関にお問い合わせください。

納税猶予の特例について

贈与税又は相続税の納税猶予の特例を受けている方は、承認申請の手続きが必要となります。
詳しくは福井税務署 (0776)-23-2690 までお問い合わせください。

郵便物の配達

郵便物の配達について、郵便局への住所変更手続きは必要ありませんが、住所が変更した事を親戚や知人の方にお知らせください。